第６号様式（第１１条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名    電話　　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、事業実績を報告します。 | |
| 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 費用の総額 |  |
| 交付申請額 |  |
| 着工年月日 |  |
| 竣工年月日 |  |

（注）工事契約金額報告書（別紙１）を添付すること。

第７号様式（第１１条関係）

事　　業　　報　　告

１　施設の概要

（１）名称

（２）所在地　移転前

　　　　　　　（　災害レッドゾーン　・　災害イエローゾーン　）※該当する方へ〇を記載

　　　　　　　移転後

（３）種別

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体

（６）運営主体

（７）入所（利用）定員　移転前　　　　　名　　移転後　　　　　名

２　施設整備費に係る事業内容

（１）施設の規模及び構造

　　ア　敷地面積　　　　　㎡

　　イ　敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）

　　ウ　建物の面積　　建築面積　　　　　㎡、延床面積　　　　　㎡

　　　　（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施した場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

　　エ　建物の構造　　　　　造　　　　階建て

（２）補助基準額　　　　　床×　　　　　　千円＝　　　　　　　円

（３）整備費内訳

　　ア　建築主体工事費　　　　　　　円

　　イ　解体撤去工事費　　　　　　　円

　　ウ　造成工事費　　　　　　　　　円

　　エ　工事事務費　　　　　　　　　円

　　オ　合　　計　　　　　　　　　　円

（４）財源内訳

　　ア　京都市補助金　　　　　　　　円

　　イ　設置者負担金　　　　　　　　円

　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　　ウ　合　　計　　　　　　　　　　円

（５）施工期間

　　ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　竣工年月日

　　エ　事業開始年月日

３　その他参考事項

別紙１

年　　月　　日

（あて先）京都市長

○○○○法人　○○○○

理事長　○○○○

施工業者（設計監理業者）

株式会社　△△△△

代表取締役　△△△△

工　事　契　約　金　額　報　告　書

　　発注者（委託者）○○○○法人○○○○と請負者（受託者）株式会社△△△△は、□□□□施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理業務委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 契　約　年　月　日 | 金　　　　　　額 |
| 当初○○工事請負契約 | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
| ○○変更（追加）契約 | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
|  | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 設計監理業務委託契約 | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
|  | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |

第８号様式（第１２条関係）

京都市指令　　　第　　号

　　　　　　年　　月　　日

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　様

京　　　都　　　市　　　長

（担当　　　　　　　　　　　　）

　年　　月　　日付け京都市指令　　　第　　号で交付決定した京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金については、　　　年　　月　　日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額　　金　　　　　　　　　　　円（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第９号様式（第１３条関係）

　　年　　月　　日

　（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

　　京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した上記補助事業に関する　　年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金実施要綱第１３条の規定により、報告します。

記

１　施設名称

２　所在地

３　補助金額（市長が確定通知書により通知した額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

注　別紙として積算の内訳等、４の金額がわかるものを添付してください。